

国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明

2017年（平成29年）3月23日

兵庫県弁護士会

会 長 米 田 耕 士

声明の趣旨

最高裁判所が、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者または社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者」であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命するよう、速やかに従来の扱いを改めることを求める。

声明の理由

当会は、神戸家庭裁判所からの2016年（平成28年）9月1日付の推薦依頼書を受けて、同年10月6日付で外国籍である当会会員2名を含む家事調停委員候補者を推薦した。これに対し、同年11月17日付で、神戸家庭裁判所から、上記外国籍の当会会員2名については、家事調停委員として任命上申しない旨の通知があった。神戸家庭裁判所の職員から、上記通知に関し、上記外国籍の当会会員2名について家事調停委員として任命上申しない理由として、口頭で調停委員は日本国籍を有する者に限るためとの説明があった。

しかしながら、民事調停法、家事事件手続法並びに民事調停委員及び家事調停委員規則には、調停委員の資格要件や欠格事由として日本国籍の有無に関する規定はなく、法令上、調停委員に関する国籍要件は存しない。外国籍であることのみを理由に調停委員の候補者としなない裁判所の対応は、法令に根拠のない基準を新たに創設するものであるだけでなく、調停委員の具体的な職務内容を勘案することなく、日本国籍の有無で異なる取り扱いをするものであり、国籍を理由とする不合理な差別であって、憲法第14条

に違反する。

国際的にみても、国連人種差別撤廃委員会は、総括意見において、2010年3月と2014年8月の2度にわたり、人種差別撤廃条約第5条との関係で、外国籍者が、資質があるにもかかわらず調停委員として調停処理に参加できないという事実に懸念を表明し、能力を有する日本国籍でない者が家庭裁判所における調停委員として行動することを認めるよう、締約国である日本の立場を見直すことを勧告している。

そもそも、日本には200万人以上の外国籍者が居住し、50万人以上の外国籍からの日本国籍取得者が居住していること、少子高齢化に伴う人口減少への対策や経済社会の国際化・グローバル化に伴う外国人就労の促進からすると、調停の場に外国籍者が調停委員として参画することは、多様な当事者の実情に即した紛争解決という観点において調停制度を充実させ、多民族・多文化共生社会の実現に資するものである。

そして、過去には、1974年（昭和49年）から1988年（同63年）まで中国（台湾）籍の大阪弁護士会会員が民事調停委員として任命されていた先例がある。

これまでも当会は複数回にわたり外国籍の会員を調停委員に推薦したが、いずれも同様の理由により任命上申を拒絶されており、そのたび毎に抗議の会長声明を発してきた。2016年（平成28年）には、1月19日の当会臨時総会で本声明の趣旨と同一の決議をしたところであるが、その後も従前の扱いが維持されたので、改めて強く抗議するとともに重ねて声明を行うものである。

以上